

家畜商免許に係る各種手続きについて

令和2年4月

改正：令和3年10月25日3畜産第31730号

改正：令和3年11月19日3畜産第31730-2号

香川県農政水産部畜産課

1 はじめに

家畜商になろうとする者は、その業務の健全な運営及び公正な取引を確保するために、住所地を管轄する都道府県知事の免許を受ける必要があります。

2 家畜商免許講習会の受講

家畜商になるには、本人又は家畜の取引に従事する従業者が、各都道府県知事が行う講習会の過程を修了しておかなければなりません。

香川県においては、隔年開催（奇数年）で行っていますので、畜産課に御確認ください。

3 免許交付を申請する場合（新規）

（1）申請書類及び提出部数

ア 家畜商免許申請書	・・・・・・・・ 1部
イ 従業者調書	・・・・・・・・ 1部
ウ 家畜商講習会修了証明書の写し（家畜の取引に従事する者全て）	・・・・ 1名につき1部
エ 家畜の取引の業務に係る事業所の所在地を記載した書面	・・・・ 1事業所につき1部
オ 定款（法人での登録時）	・・・・・・・・ 1部
カ 資本金の額、本店及び家畜の取引の事業に係るその他の事業所の所在地並びに役員に関する登記事項証明書（法人での登録時）	・・・・・・・・ 1部
キ 写真（縦3.0cm×横2.4cm、無帽、正面向き、上半身、申請前6月以内に撮影したもの）（家畜の取引に従事する者全て）	・・・・ 1名につき2枚
ク 誓約書（申請者及び家畜の取引に従事する者全て）	・・・・ 1名につき1部
ケ 手数料（香川県証紙による）	
使用人その他の従業者5人以上の者	・・・・ 2,700円
使用人その他の従業者1人以上4人まで	・・・・ 2,000円
その他の者	・・・・ 1,700円

※ 申請者が未成年である場合には、法定代理人の同意書を添付するものとする。

※ 免許の申請、登録変更申請、書換交付申請及び再交付申請の際、申請者から旧姓又は通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の16第1項に定めるものをいう。）の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

（2）営業保証金の供託手続き後、必要となる提出書類

コ 営業保証金供託届出書	・・・・・・・・ 1部
サ 営業保証金供託証書の写し	・・・・・・・・ 1部

(3) 営業保証金の額（家畜商法第10条の3）

区分	供託金額
家畜取引に従事する者が1人の場合	2万円
家畜取引に従事する者が1人をこえる場合	1万円×こえる数+2万円

4 書換交付を申請する場合

★免許証記載事項に変更等があった場合は、速やかに申請をしてください。

(1) 住所、氏名等の変更があった場合（他県への転出を除く）

- ア 登録変更申請書 1部
 - イ 家畜商免許書換交付申請書 1部
 - ウ 手数料（香川県証紙による） 1,100円
 - エ 家畜商免許証（掲示用・携帯用） 書換を要するもの
 - オ 従業者調書（従業者に変更がある場合） 1部
 - カ 家畜の取引の業務に係る事業所の所在地を記載した書面 1事業所につき1部
 - キ 写真（縦3.0cm×横2.4cm、無帽、正面向き、上半身、申請前6月以内に撮影したもの）（書換を要する者全て） 1名につき2枚
 - ク 住民票の写し（氏名又は住所変更の場合） 1部
 - ケ 資本金の額、本店及び家畜の取引の事業に係るその他の事業所の所在地並びに役員に関する登記事項証明書（法人変更の場合） 1部
- ※ 他県へ住所変更する場合は、変更後の住所地を管轄する都道府県知事へ申請してください。その場合、当県へは、上記ア、クのみ御提出ください。
- ※ 免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。

(2) 従業者の増員の場合

上記（1）ア～ケにあわせて、以下を提出

- コ 家畜商免許証交付申請書 1部
 - サ 講習会修了証の写し（新たに免許の交付を受ける従業者のもの） 1名につき1部
 - シ 誓約書（新たに免許の交付を受ける従業者のもの） 1名につき1部
- ※ 従業者増員により営業保証金が不足した際は、増員分の営業保証金の供託手続き後、営業保証金供託届出書及び営業保証金供託証書の写しを御提出ください。
- ※ 免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。

(3) 従業者の減員の場合

上記（1）ア～オにあわせて、以下を提出

- ス 家畜商免許証返納書 1部
 - セ 家畜商免許証（携帯用）（従業者でなくなる者全て） 返納を要するもの
- ※ 従業者の減員により、供託した営業保証金の額が規定の額を超えることになったときは、その超えた分の供託金を取り戻すことができます。手続きについては、県からの通知とあわせてお知らせします。

5 免許証の再交付を申請する場合（紛失、破損、汚損等）

- ア 家畜商免許再交付申請書 1部
 - イ 写真（縦3.0cm×横2.4cm、無帽、正面向き、上半身、申請前6月以内に撮影したもの）（携帯用免許証を再交付する場合） 1名につき2枚
 - ウ 手数料（香川県証紙による） 1,200円
 - エ 破損・汚損した家畜商免許証（破損、汚損の場合） 再交付を要するもの
 - オ 家畜商免許紛失届（紛失の場合） 1部
- ※ 免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。

6 廃業・死亡等により免許取消を申請する場合

- ア 家畜商免許取消申請書 1部
 - イ 家畜商免許証返納書 1部
 - ウ 返納する家畜商免許証（掲示用・携帯用） 交付のあった枚数
 - エ 家畜商免許紛失届（免許証を紛失した場合） 1部
- ※ 本人死亡時は、家族による代理申請が可能です。またその場合は、免許取消者の死亡及び免許取消者との関係が証明できる書面として、免許取消者の戸籍謄本等が必要です。
- ※ 家畜商免許取消申請は、手数料が不要です。
- ※ 免許取消し後、供託所に供託した営業保証金を取り戻すことができます。手続きについては、県からの取消通知とあわせてお知らせします。

関係法令等

- ・家畜商法（昭和24年6月10日法律第208号）
- ・家畜商法施行令（昭和28年8月31日政令第252号）
- ・家畜商法施行規則（昭和37年1月23日農林省令第4号）

＜家畜商免許に係る問い合わせ先＞
香川県農政水産部畜産課
生産流通グループ
〒760-8570
高松市番町四丁目1番10号
電話：087-832-3427